

「インキュベーション月額会員サービス」に関する契約約款

埼玉縣信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、当施設においてインキュベーション月額会員サービスを運営するにあたり、当金庫が別途定めるAnonect利用規約（以下「本規約」といいます。）に付帯する特約として、この約款（以下「本約款」といいます。）を以下のとおり定めます。

第1条 （サービス内容）

1. 本約款は、当金庫が当施設において提供するサービス（以下総称して「インキュベーション月額会員サービス」といいます。）に関して共通して適用されるものとしします。
2. 本約款は本規約に付帯するものであり、本約款に定めのない事項については本規約に従うものとしします。なお、本規約に定める内容と本約款に定める内容とが異なる場合は、本約款の内容が優先されます。
3. 当金庫は、インキュベーション月額会員サービスの運営上・利用上の注意等（当金庫 Web サイトに掲載されたものを含みます。）の諸規則（以下「諸規則」といいます。）を制定することがあります。それらの諸規則は本約款の一部を構成するものとし、本約款に定める内容と異なる場合、諸規則の内容が優先されます。
4. 当金庫は、インキュベーション月額会員サービスの全部もしくは一部を第三者へ委託することができます。

第2条 （月額会員）

1. 月額会員とは、当金庫との間でインキュベーション月額会員サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者をいいます。ただし、月額会員が法人その他の団体の場合には、利用者を特定し、当金庫の承諾を得た者としします。
2. 月額会員は、本規約、本約款、本契約および諸規則の内容を事前に確認し、その内容をすべて承諾した上で、当金庫所定の手続に基づき、当金庫との間で本契約を締結するものとしします。
3. 月額会員は、当施設のご利用者様がお互いに秩序ある快適な利用ができるよう、本規約、本約款、本契約および諸規則の内容に熟知していただくとともに、法令等を遵守しなければなりません。

第3条 （利用期間）

インキュベーション月額会員サービスの利用期間は、本契約に定められた期間としします。なお、当該期間満了1ヶ月までに、当金庫の指定する書面による解約の意思表示がない場合は、本契約と同一条件で1ヶ月単位にて自動的に更新されるものとしします。

第4条 （利用料金等）

1. 月額会員は、当金庫に対して、本契約で定められた利用料金および費用等（以下「利用料金等」といいう）を支払うものとしします。
2. 本契約が月の途中で締結された場合の初月の利用料金等は、当金庫が別途定めるものとしします。

3. 月額会員は、第3条の利用期間満了以前に本契約が解約、解除、終了等となった場合においても、違約金として、当初の利用期間満了日までの利用料金等を支払うものとします。
4. 本条第1項記載の利用料金等が公租公課の増減、諸物価の変動、経済情勢の変動その他の事由により不相当となったときは、当金庫は利用料金等の改定をすることができます。

第5条 （支払い方法）

1. 月額会員は、利用料金等を、当金庫の指定する方法（口座振替）により、当金庫が定めた支払期日までに支払うものとします。
2. 本条第1項の支払いにつき、口座振替による場合は、当月分を、前月の10日（10日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。）に月額会員の金融機関の口座から引き落とすものとします（口座振替の手数料は当金庫負担とします。）。口座振替がはじまるまでの期間は、現金または銀行振込にてまとめて支払うものとします。
3. 当金庫は、月額会員が、利用料金等その他、本契約に基づく金銭の支払を遅延した場合、支払期日の翌日より実際の支払日までの日数に応じ、当該未払いの金銭に対し、年利14.6%を乗じた金額を、遅延損害金として支払うものとします。また、当該未払いの金銭の回収に要した費用（合理的な弁護士費用も含む）については、月額会員が負担するものとします。

第6条 （申込手続等）

1. インキュベーション月額会員サービスの申込手続は以下の通りとします。
 - ① 希望者は、当金庫所定の手続にしたがって利用の申込を行い、当金庫が当該申込の受付をした後、希望者と面談を行います。
 - ② 希望者が個人の場合は、運転免許証、住民票、健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）、在学中の学生証もしくはパスポートの写しを、第1号の面談時に持参し、当金庫に提出します。なお、当金庫は提出された書類を返還しません。
 - ③ 希望者が法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本、および特定された利用者の運転免許証、住民票、健康保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）もしくはパスポートの写しを、第1号の面談時に持参し、当金庫に提出します。なお、当金庫は提出された書類を返還しません。
 - ④ 当金庫は、申込手続時の記載内容および面談の結果等に基づき、インキュベーション月額会員サービスの利用可否の判断をします。なお、当該判断は当金庫の裁量で行われるものとし、希望者は当該判断に対して一切の異議を申し立てることはできません。
 - ⑤ 当金庫は、インキュベーション月額会員サービスを利用可能と判断した希望者に対し、本規約および本約款の内容、ならびに利用料金等の諸条件等を説明するものとします。
 - ⑥ 本契約の締結をもって、正式に月額会員となります。
2. 月額会員が、本条第1項の申込手続時に当金庫に対して申し出た事業と異なる事業を行おうとする場合には、事前に当金庫の承諾を得るものとします。

第7条 （住所利用サービス）

1. 月額会員は、本契約締結後、当金庫が別途定めるところにより、月額会員の屋号および商号をもって、

当施設の所在地を月額会員の所在場所として住所利用する（以下「住所利用サービス」といいます。）ことができます。

2. 月額会員は、月額会員の名刺、会社案内、ホームページ等に当施設の所在地を月額会員の所在地として表記することができます。ただし、表記の方法については当金庫の指示に従うものとします。
3. 月額会員は、本契約終了日までに当該表記を名刺、会社案内およびホームページ等から抹消しなければなりません。
4. 月額会員は、当金庫の電話番号を月額会員の電話番号として月額会員の名刺、会社案内およびホームページ等に表記することはできません。

第8条 （登記サービス）

1. 月額会員は、当施設の賃貸人から許可されることを条件に、当金庫が別途定めるところにより、当施設の所在地を月額会員の本店または支店の所在地として登記する（以下「登記サービス」といいます。）ことができます。
2. 月額会員が、登記サービスの利用を希望する場合には、当金庫所定の様式で申込を行うとともに、当施設の賃貸人の審査を受けるものとします。
3. 本条第2項の当施設の賃貸人の審査に合格した月額会員は、当金庫が指定する日までに履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を当金庫に提出します。なお、当該証明書の取得にかかる費用は月額会員の負担とします。
4. 月額会員は、本契約終了日から30日以内に、本店または支店の所在地を当施設から移転し、変更登記を完了させなければなりません。なお、変更登記に要した費用は月額会員の負担とします。
5. 月額会員が本条第5項の義務を怠った場合において、当金庫に損害が生じた場合には、当該損害の一切を賠償しなければなりません。なお、当金庫は当該賠償金を保証金から差し引くことができるものとします。

第9条 （郵便物等受取・保管サービス）

1. 当金庫は、月額会員宛の郵便物等を受取り、一時的に保管し、随時月額会員にその旨を連絡する（以下「郵便物等受取・保管サービス」といいます。）ものとします。
2. 郵便物等受取・保管サービスは、1ヶ月あたり最大10通／個まで、保管期間は郵便物等の到着から最長30日とします。
3. 本条第2項の最大数、最長期間を超える場合は、当金庫は月額会員に対して、当金庫が別途定める追加料金を請求します。また、当金庫は、月額会員の事前承諾を得ることなく、着払いで月額会員の自宅等に転送を行うことがあります。なお、月額会員に受取を拒否された当該転送物については当金庫の裁量で処分等を行い、月額会員はこれに一切の異議を申し立てることはできません。
4. 当金庫は、郵便物等受取・保管サービスにおいては、当金庫の現金の授受対応が伴う配送手段（現金書留郵便、代金引換郵便等を指します。）への対応は一切行いません。
5. 当金庫は、受け取った月額会員宛の郵便物等が、法令等に違反していると当金庫が判断した場合には、当該法令等に従い、月額会員の事前承諾を得ることなく、速やかに関係行政庁等に届出等を行います。
6. 当金庫が、本条第5項に関する郵便物等および宛先不明の郵便物等を受け取った場合において、当金

庫もしくは関係行政庁等の判断によっては、月額会員の事前承諾を得ることなく、郵便物等の開封を行うものとします。なお、月額会員はこれに一切の異議を申し立てることはできません。

7. 当金庫は、本契約終了日以降においては、月額会員あての郵便物等の受取、保管および転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理するものとし、月額会員はこれに一切の異議を申し立てることはできません。
8. 本契約終了日から1ヶ月間に限り、月額会員は、当金庫が別途定める料金を支払い、郵便物等受取・保管サービスを継続することができます。

第10条 (インターネット環境提供サービス)

1. 当金庫は、ご利用者様に対し、当施設においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします(以下「インターネット環境提供サービス」といいます。)
2. ご利用者様が当金庫の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、次の各号のトラブル等については、当金庫は一切の責任を負わないものとします。
 - ① インターネット上の Web サイトの適合性
 - ② インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - ③ インターネット上のエラーや不具合
 - ④ インターネットの利用不能により生じた損害
 - ⑤ インターネットの利用による個人情報および機密情報の漏えい
 - ⑥ インターネットの利用による外部からの不正アクセスおよび改変
 - ⑦ その他前各号に関連するトラブル等
3. 当金庫は、業務上必要であると認める場合またはやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。
4. 当金庫がご利用者様に対し、原因の如何および帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これによりご利用者様に損害が生じた場合でも、ご利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。

第11条 (コピー機利用サービス)

1. ご利用者様は、施設内に当金庫が設置するコピー機(以下「コピー機」といいます。)を、当金庫が定める方法に従い利用することができます。
2. 当金庫は、月額会員に対して、コピー機利用サービスについて、1ヶ月あたりの上限枚数を任意に設定することができるものとします。
3. ご利用者様は、故意、過失によりコピー機を毀損、汚損、紛失した場合、当金庫に対してその損害の賠償をしなければなりません。
4. ご利用者様がコピー機を利用するにあたり、ご利用者様の操作ミス、コピー機の利用不能、故障、その他当金庫の責によらずコピー機が利用できなかったため、ご利用者様に損害が生じた場合でも、当金庫はご利用者様に対してその損害を賠償することを要しません。

第12条 (各種オプションサービス)

月額会員は、当金庫が別途定めるところにより、当金庫指定の各種オプションサービスを利用することができます。

第13条 （情報提供）

月額会員は、当施設の賃貸人が施設管理上の正当な理由により、月額会員の氏名（法人の場合は商号）、住所、利用期間その他本契約に基づき当金庫が把握する情報の情報の提供を当金庫に求めた場合、当金庫が当該情報を提供することに同意するものとします。なお、当該情報の提供は、当該賃貸人と当金庫との間で秘密保持義務を課す契約その他これに準じる取扱いが講じられたうえで行うものとし

ます。

第14条 （サービスの変更）

月額会員がサービス内容の変更を希望する場合には、変更を希望する月の1ヶ月前の末日までに当金庫に申し出るものとし、当金庫との間で別途変更契約を締結するものとします。

第15条 （契約解除）

当金庫は、月額会員が以下のいずれかに該当したときは、催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。なお、この場合でも損害賠償の請求ができるものとします。

- ① 本契約の1つにでも違反したとき
- ② 本契約に基づき発生する当金庫に対する債務の全部又は一部の支払いを怠り、その支払期限を1ヶ月以上経過しても遅滞額の全部を支払わないとき
- ③ 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ④ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
- ⑤ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
- ⑥ 自ら振り出し、または引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
- ⑦ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- ⑧ その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続させることが著しく困難な事情が生じたときと当金庫が認めたとき

第16条 （本契約終了に際しての措置）

1. 当金庫は、理由のいかんを問わず、本契約終了時まで月額会員から受領した利用料金等について一切返金しません。
2. 月額会員が、本契約終了後においても、住所の表示や本店所在地を変更していない等の事実が発覚した場合には、当金庫は、当該月額会員に対して違約金として契約終了日から変更日までの利用料金等の支払を求めるものとします。
3. 月額会員は、当金庫に対して、立退料その他名目のいかんを問わず、明け渡しに際しての金銭上の請

求をすることは一切できません。

第17条 （解約）

1. 月額会員が本契約を解約する場合には、解約を希望する月の1ヶ月前の末日までに当金庫に対し書面等で解約の意思を通知するものとします。
2. 月額会員は、当金庫の指示に従って、本条第1項の解約に伴う利用料金等の精算を行うものとします。

第18条 （会員証）

1. 当金庫は、本契約締結後速やかに、月額会員専用の会員証を作成し、これを月額会員に貸与することがあります。
2. 月額会員は第三者に会員証を交付、貸与することはできません。
3. 月額会員は次の場合、会員証を返還しなければなりません。
 - ① 月額会員または当金庫が本契約を解除するとき
 - ② 当施設が廃止されたとき
 - ③ 当金庫が会員証の返却を求めたとき
 - ④ 月額会員の氏名、住所などの変更があったとき
 - ⑤ その他当金庫が必要に応じて月額会員に指示したとき
4. 月額会員は、会員証を譲渡、転売、貸与、担保の用に供することはできません。
5. 月額会員が個人の場合、会員証の貸与は一身専属的なものであり、相続の対象にはなりません。
6. 会員証を紛失もしくは盗難された場合、直ちに当金庫に届け出て、再発行の手続きを取るものとします。当該再発行にかかる手数料については、当金庫の規程によるものとします。

第19条 （通知義務）

1. 月額会員は、以下の事由が生じたときは、遅滞なく当金庫に対し当金庫所定の書面で通知するものとします。
 - ① 住所、氏名、商号、本店所在地、代表者、電話番号またはメールアドレスに変更があったとき
 - ② その他月額会員が当金庫に届け出た事項について変更が生じたとき
2. 月額会員が本条第1項各号の通知を怠ったことにより、月額会員に何らかの不利益が発生しても当金庫は一切の責任を負いません。
3. 月額会員が本条第1項の通知を怠ったため、当金庫からなされた本契約に関する通知が延着または到着しなかった場合は、当該通知は通常到達するべきときに到達したものとみなします。
4. 月額会員の不在等の理由により、当金庫からなされた本契約に関する通知が保管期間満了により返送された場合は、当該通知は当該保管期間満了時に月額会員に到達したものとみなします。

第20条 （損害賠償）

月額会員および当金庫は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当金庫の賠償額は、月額会員が当金庫に支払った利用料金等の額を上限とします。

第21条 （権利義務譲渡の禁止）

月額会員は、当金庫の事前の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

第22条 （特約事項）

当金庫が月額会員との間で、本約款に記載された内容と異なる約定をする場合は、特約事項として本契約に記載するものとします。

第23条 （準拠法等）

1. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
2. 本契約に関する一切の訴訟は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 （協議事項）

本契約の内容について疑義が生じたときまたは本約款に定めのない事態が生じたときは、本規約によるほか、双方誠意を持って協議し解決することとします。

以上

【付則】

1. 本約款は、2025年10月20日から施行するものとします。
2. 本約款の改定は、必要に応じて当金庫が行うものとします。
3. 本約款の施行に関し、必要な事項は当金庫が別に定めます。
4. 当金庫が本約款を改定した場合には、月額会員は、改定日以降、改定後の本約款に従うものとします。